



愛知県警察から重要なお知らせ！

通帳・キャッシュカードの

譲り渡しは「犯罪」です！

これらを譲り受ける行為も禁止されています。



「手軽にできるアルバイト」と言って、メールやSNSなどで、口座の譲り渡しを勧誘される場合があります。



不正譲渡等の形態と適用罪名

形 態	罪 名
不正に利用する目的で自分の口座を開設した	詐欺
他人や架空の名義で口座を開設した	詐欺
自分または他人名義の通帳(キャッシュカード)を譲り渡した	犯罪による収益の移転防止に関する法律違反
インターネットバンキングに使用するID、パスワード等を他人に譲り渡した	犯罪による収益の移転防止に関する法律違反

通帳・キャッシュカードを譲り渡した人は、**犯罪として摘発されるだけでなく、今後、口座を開設できなくなる場合があります。**



口座の譲り受け、譲り渡しをしている人を見つけたら110番

愛知県警察本部 サイバー犯罪対策課

【電話】 052-951-1611 (代表)

【ホームページ】 <https://www.pref.aichi.jp/police/>



愛知県警察